公益財団法人　福井県下水道公社

高 分 子 凝 集 剤

入　札　説　明　書

公益財団法人　福井県下水道公社

目　　次

１　入札に付する事項
２　入札の方法
３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
４　入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出先および提出方法
５　入札書の提出方法、提出期間および開札日時、開札場所
６　入札保証金に関する事項
７　契約保証金に関する事項
８　入札および開札
９　入札の無効
１０　再度入札
１１　落札決定の保留に関する事項
１２　入札参加資格の確認に関する事項
１３　落札者の決定に関する事項
１４　契約の確定
１５　契約書作成の要否および契約事項
１６　この入札にかかる一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
１７　その他

様式１　質問書
様式２　入札書
様式３　委任状
様式４　入札参加資格確認申請書

入　札　説　明　書

１　入札に付する事項

（１）　調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称

高分子凝集剤

（２）調達物品の調達予定数量（発注数量を保証するものではない。）

年間　３４，５７５ｋｇ

（３）調達物品の仕様および納入方法等

納入仕様書による

（４）納入場所

九頭竜川浄化センター

（５）　契約期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日

２　入札の方法

制限付き一般競争入札（事後審査型）による。

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１４６条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）入札の日において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（３）福井県内に本店、支店または営業所を有する者であること。

４　入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出先および提出方法

（１）入札説明書等の交付場所

〒９１３－００２４

福井県坂井市三国町池見２－２７

公益財団法人福井県下水道公社　総務・水質管理グループ

なお、当公社ホームページからダウンロードすることができる。

（２）質問書の提出期限

令和６年３月１１日（月）午後４時００分

（３）提出先

４（１）と同様とする。

（４）提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、質問書（様式１）に質問内容を記入し、提出すること。

なお、当該書面は、持参または郵送を原則とするが、次のいずれの要件を満たす場合には、電送による提出も認める。

ア　質問の内容が調達物品および入札説明書に関する事項であること。
イ　質問者が確認できること。
ウ　後日、書面により郵送を行うこと。

（５）回答

質問者に対する回答は、書面により速やかに質問者に対して行うとともに、公益財団法人福井県下水道公社ホームページに掲載する。

（６）その他

入札説明書等にかかわらない事項についての質問は、入札日前日の午後４時００分までとし、電話によるものも認める。

５　入札書の提出方法、提出期間および開札日時

（１）入札書（様式２）の提出方法

郵送入札によること（配達記録が残る郵便等に限る。）とし、持参または電送によることは認めない。

（２）入札書の提出期間

令和６年３月２１日（木）午前８時３０分から令和６年３月２２日（金）午後４時００分まで。

（３）開札日時、開札場所

令和６年３月２５日（月）午前９時００分
〒９１３－００２４
福井県坂井市三国町池見２－２７
九頭竜川浄化センター管理本館　３０１会議室

（４）入札書の提出先

４（１）と同様とする。

６　入札保証金に関する事項

（１）入札参加者が、次のアまたはイに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア　入札参加者が保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を当公社に提出したとき。

イ　福井県財務規則第１４６条第３項に規定する名簿に登録されている者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

①　公社発注の物品購入等の入札に関し、過去２年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者。

②　公社発注の物品購入等の入札に関し、過去２年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者。

③　①および②以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると認められる者。

※　免除にあたっては、特に手続きを要しないが、上記の①～③に該当する者が入札保証金を納入しなかった場合、その者のした入札は無効になるので、注意すること。

（２）入札保証金の納付

前号の規定による入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、見積もった金額（単価×調達予定数量×１．１）の１００分の５以上の入札保証金を、令和６

年３月２５日（月）８時３０分から８時４５分までの間に、納入しなければならない。なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、即日還付する。

（３）入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア　国債、地方債

イ　政府の保証のある債券

ウ　銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手

エ　日本銀行が適格担保として認める社債

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手額、その他のものについては市場価格（日本証券業協会が発表する当該入札日前１週間程度における市場価格とする。）の８割に相当する金額とする。

７　契約保証金に関する事項

契約金額の１００分の１０以上（千円未満切り上げ）の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

（１）契約者が、保険会社との間に当公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を当公社に提供したとき。

（２）福井県財務規則第１４６条第３項に規定する名簿に登載されている者で、過去２年間に国、地方公共団体、公団あるいは県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上（２回以上）にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

８　入札および開札

（１）入札参加者は、入札公告および入札説明書ならびに契約条項を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）入札参加者の入札金額は、納入場所までの引渡しに要する一切の諸経費を含むものとする。入札金額は調達物品１ｋｇあたりの単価を記入すること。入札書記載は小数点以下第２位まで認める。

なお、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札書には次に揚げる事項を記載するものとする。

ア　入札金額（記載金額は日本国通貨に限る。）

イ　調達物品の名称

ウ　入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称または商号ならびに代表者の氏名）および代表者印の押印（社印を使用する場合は、社印も押印のこと。）

エ　くじ用の数字（３桁）

なお、入札書は封印のうえ、封筒に「氏名（法人の場合は、その名称または商号）」を記載し、『高分子凝集剤購入入札書在中』と朱書すること。

（４）入札参加者は、提出した入札書を書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない。

（５）開札は、入札者またはその代理人を立ち会わせて行うことができる。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。

（６）入札回数は初回を合わせて２回を限度とする。

９　入札の無効

次のいずれかに該当する入札を無効とする。

ア　入札に加わる資格がない者または資格のなくなった者のした入札

イ　入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者のした入札

ウ　入札者またはその代理人がした二以上の入札

エ　二人以上の代理をした者のした入札

オ　入札者が連合した入札

カ　最低制限価格が設けられている場合において、これに満たない金額をもって行った入札

キ　入札の際、不正の行為をした者の入札

ク　金額その他要点を確認することができない入札

ケ　入札参加資格がある旨の確定通知を受けていない者が行った入札

コ　当該資格の有無にかかる審査の申請において虚偽の申請を行った者が行った入札

サ　入札心得において示した条件その他あらかじめ公告等において示した条件に違反した者が行った入札

シ　その他一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

１０　再度入札

（１）開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、１回に限り、再度の入札をすることがある。

（２）２回目の入札において、代理人が入札しようとするときは、委任状（様式３）を提出しなければならない。

（３）再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契（地方自治法施行令第１６７条の２第８号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

１１　落札決定の保留に関する事項

この入札にかかる調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（最低の価格で入札した者が複数ある場合は、そのすべての者。以下「落札候補者」という。）を宣言して、落札者の決定を保留する。

１２　入札参加資格の確認に関する事項

落札候補者は、入札参加資格確認申請書（様式４）に必要書類を添えて、次のとおり提出し、この入札にかかる調達物品の納入に関し、当公社の事後審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

（１）申請書の提出期間

令和６年３月２５日（月）午後１時００分から令和６年３月２６日（火）午後４時００分まで。

（２）申請書の提出先

４（１）と同様とする。

申請書の提出は、直接当公社に持参する方法、郵送または電送により送付する方法により行うものとする。２部提出すること。

（３）申請書以外の必要書類

ア　競争入札参加資格の確認のための書類

①　物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和４２年福井県告示第２７号）による競争入札参加資格決定通知書等の写し（申請中の場合はその申請書の写し）

申請書とあわせて２部提出すること。

１３　落札者の決定に関する事項

当公社は、入札参加資格があると決定した者を落札者として決定する。入札参加資格があると決定された者が複数ある場合には、くじ引きにより、落札者を決定するものとする。

１４　契約の確定

この公告にかかる契約は、令和６年度収支予算が公益財団法人福井県下水道公社理事会で可決された場合において確定させる。

１５　契約書作成の要否および契約事項

（１）契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

（２）契約条項は、別紙の契約書（案）のとおりとする。

１６　この入札にかかる一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

１７　その他

（１）　この入札において、最低制限価格は設定しない。

（２）　入札参加者は、「制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領（物品購入、業務委託、物品借入）」「入札心得」および契約書案等を熟読し遵守すること。

様式１

質　問　書

公益財団法人福井県下水道公社理事長　様

質問日：令和　　年　月　　日
会社名：
担当者名：
電　話：
ＦＡＸ：
E-mail：

〈質問内容〉

質問受付期間：令和　　年　　月　　日（　）　　時まで

様式２
（くじ用の数字）

□□□

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人福井県下水道公社理事長　様

所在地

会社名

代表者名　　印

入札公告および入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

入札に付する事項

高分子凝集剤

金　　額　１ｋｇあたり　　円

※　上記金額に、消費税および地方消費税の額は含まない。
　　入札書記載は小数点以下第２位まで認める。

様式３

委　任　状

令和　　年　　月　　日

公益財団法人福井県下水道公社理事長　　様

所在地

会社名

代表者名　　印

弊社は、令和　　年　月　日の一般競争入札に関して下記の者を代理人と定め、入札書提出の一切の権限を委任します。

記

入札に付する事項　高分子凝集剤

代理人住所

代理人職名

代理人氏名　　印

様式４

入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人福井県下水道公社理事長　様

所在地
会社名
代表者名　　印
担当者名　　印

令和　　年　月　　日付けで入札公告のありました高分子凝集剤にかかる入札に参加する資格について、確認されたく、別添の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないものであることおよび添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争入札参加資格の確認のための書類

①　物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和４２年１月２４日福井県告示第２７号）による競争入札参加資格決定通知書等の写し（申請中の場合はその申請書の写し）

単価契約書（案）

１　契約業務名　　高分子凝集剤購入

２　物品名・規格・数量・契約単価

物品名	規格・数量	契約単価
高分子凝集剤	別添納入仕様書のとおり	１ｋｇあたり 金　　円

（取引に係る消費税および地方消費税は別途加算する）

３　契 約 期 間　　令和　年　月　日から令和　年　月　　日

４　履 行 場 所　　九頭竜川浄化センター

５　契約保証金

契約金額（単価）に年間予定数量を乗じて得た金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額の１００分の１０以上

（ただし、福井県財務規則第１７２条各号のいずれかに該当する場合は免除する。）

公益財団法人　福井県下水道公社（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間で、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書２通作成し、双方記名押印のうえ、各自１通保有する。

令和　年　月　日

発注者

受注者

（契約の要項）
第１条　この契約の要項は、頭書のとおりとする。

（納入物品）
第２条　受注者が発注者に納入する物品名、規格および数量（以下「契約物品」という。）は、別添納入仕様書のとおりとする。

（納入方法）
第３条　受注者は、その都度発注者が指定する日までに良品を誠実、的確に納入しなければならない。

（納入の通知）
第４条　受注者は、契約物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

（物品の検査）
第５条　受注者は契約物品を納入しようとするときは、発注者が命じた職員の検査を受けなければならない。
２　受注者は、検査の結果、不良品と認められた契約物品については、受注者はこれを引き取り、発注者の指定する期日までに修補し、または代替物を納入するものとする。この場合、前条および前項の規定を準用する。

（物品の引渡し）
第６条　受注者は、前条に規定する検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく契約物品を発注者に引き渡さなければならない。

（危険負担）
第７条　前条の規定による引渡し前に生じた契約物品の亡失､損傷等にかかる負担は、発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）
第８条　発注者は、第６条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、受注者の負担において当該物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解除をすることができる。
２　前項の規定にかかわらず、発注者は、第６条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、受注者に対して損害を賠償させることができる。

（経費の負担）
第９条　受注者は、契約物品納入に要する費用および第５条に規定する検査により滅

失、損傷等をしたために生じた費用については、これを負担するものとする。

（代金の支払い）

第１０条　受注者は、第６条の規定による引渡しの後、納入した数量を取りまとめたうえ、契約単価に数量を乗じた金額に消費税および地方消費税を加算して、発注者に請求するものとする。この場合において、当該金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２　発注者は、受注者からの適法な請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

３　発注者の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに代金を支払わない場合、受注者は、発注者に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求できる。

（契約単価の変更）

第１１条　この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に変動が生じた場合は、双方協議のうえ、単価の変更を行うことができる。

（履行遅延）

第１２条　発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由により発注者の指定する期日までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和３９年規則第１１号）第１８０条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

（契約の解除）

第１３条　発注者は、受注者が次の各号の位置に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

（２）この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。

（３）誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

（４）契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

（５）契約の解除を申し出たとき。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

２　第８条または前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、違約金として、年間見込予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税および地方消費税の額を加算した額（円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）の１０／１００に相当する金額を支払うものとする。ただし、発注者に違約金の額を超える損害が発生したときは、発注者は、その超過額を請求することができる。

３　前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当するこ

とができるものとする。

（損害賠償）

第１４条　受注者は、業務の履行に関し、受注者の故意または過失により発注者に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

２　受注者は、業務の履行に関し、受託者の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

（グリーン購入）

第１５条　受注者は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針」(平成１３年４月２７日策定)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第１６条　受注者は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（疑義等の決定）

第１７条　この契約に定めない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、双方協議のうえ決定するものとする。

（紛争等の解決）

第１８条　この契約について訴訟等の生じた場合は、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の管轄裁判所とする。